11　法第四十一条の八第三号ロに規定する財務省令で定める給付金は、平成二十八年度の予算における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

第十九条の九第六項第三号中「並びに同項第十号」を「、同項第九号の規定により読み替えて適用される同法第百五十三条の二第一項第二号並びに施行令第二十六条の二十六第十項第十一号」に改める。

第十九条の十の四第一項第三号中「役員をいう。以下この条」を「役員をいう。以下この号、第三項第一号及び第八項」に、「親族をいう。以下この条」を「親族をいう。八、第三項第一号及び第八項」に、「者をいう。以下この条」を「者をいう。第三項第一号及び第八項」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第五項中「第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)」を「第二十六条の二十八の二第五項第二号」に、「及び」を「及び同項第三号に規定する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)」を「第二十六条の二十八の二第五項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)」を「第二十六条の二十八の二第五項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する財務省令」を「第二十六条の二十八の二第五項第二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号及び第二号中「第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(i)」を「第二十六条の二十八の二第五項第九号」に改め、同項第五号中「第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)(ii)」を「第二十六条の二十八の二第五項第三号」に、「第四項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第六号中「第二十六条の二十八の二第三項第一号」を「第二十六条の二十八の二第五項第一号」に、「第四項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ若しくは第四号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第一項、私立学校法第四十七条第二項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第五十九条の二第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3　施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

4　施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ハに規定する寄附者名簿は、当該法人が寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間、当該法人の主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

第十九条の十の四第九項中「第二十六条の二十八の二第三項第三号」を「第二十六条の二十八の二第五項第五号」に改め、同条第十項中「第二十六条の二十八の二第三項第五号」を「第二十六条の二十八の二第五項第八号」に改め、同条第十一項中「及び次に掲げる」を「及び次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める」に、「を添付しなければ」を「又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付しなければ」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニまでに掲げる法人　イ　その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)　その寄附金の額

(2)　その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

(3)　その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨

(4)　その寄附金を受領した法人の名称

ロ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

二　法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハまでに掲げる法人　イ　その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)　前号イ(1)、(2)及び(4)に掲げる事項

(2)　その寄附金が当該法人の行う施行令第二十六条の二十八の二第三項に規定する学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金である旨

ロ　文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(1)　当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2)　当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第三項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

第十九条の十の四を第十九条の十の五とする。

第十九条の十の三中「限る。）」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」を加え、同条を第十九条の十の四とする。

第十九条の十の二の見出し中「の適用を受ける場合の添付書類」を削り、同条中「あるもの」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等をいう。次条及び第十九条の十の五第十一項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面（同令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。次条及び第十九条の十の五第十一項において同じ。）」を加え、同条を第十九条の十の三とする。

第十九条の十の次に次の一条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）

第十九条の十の二　施行令第二十六条の二十七の二第四項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百六十二条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、法第四十一条の十七の二第一項の規定により所得税法第七十三条第一項の規定の適用を受ける居住者の氏名、当該居住者が施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組を行つた年及び当該居住者が行つた当該取組に係る事業を行つた保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む。）の名称又は当該取組に係る診察を行つた医療機関の名称若しくは医師の氏名とする。

第十九条の十一第四項第三号中「第十八条の十五第四項第三号」を「第十八条の十五第四項第二号」に改め、同条第七項第一号イ中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同号ニ(1)中「第二十七条の四」を「第二十七条の五」に改め、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改める。